

## 学校教育における漢字指導の在り方について

参議院文教科学委員会  
(平成28年3月10日(木))  
議事要旨(抄)(文部科学省作成)

### ○赤池誠章議員

2月29日に、文化庁が「常用漢字表の字体・字形に関する指針」報告書を出して、手書きの際は、「木」の例えば縦画はとめてもはねてもどっちでもいいとか、「天」という字、二本の横画は、上下どちらが長くても誤りではないとか、例えば、命令の「令」の字っていうのは、活字体といわゆる手書きが違う。当然、教科書は、手書きに沿って、わざわざ教科書会社が手書きに沿って令の字を作っているにも関わらず、そのことを無視したような形で、相当教育に踏み込んだ形で、それは関係ないと言いながら、あれだけ公表すると、テレビ・新聞に載ると、教育現場が混乱をして、保護者の方々からも懸念の声が上がっているんですが、これ一体どういうことなのか。

### ○馳浩文部科学大臣

今回、報告された「常用漢字表の字体・字形に関する指針(案)」は、従前からの「常用漢字表」の考え方に沿って、字形の例示の充実を図ったものであります。また、学校教育における漢字指導については、「常用漢字表」及びこの指針(案)において、「別途の教育上の適切な措置に委ねる」とされているところであります。

そのため、今回の指針(案)によって、これまでの学校教育における漢字指導の考え方が変更されるものではありません。

すなわち、学校教育における漢字指導の際には、児童の学習に混乱が生じないように、従来どおり、いわゆる教科書体を標準として指導を行うことを求めていることとしております。

特に小学校段階では、学習指導要領において、書写の指導の際に、「点画の長短や方向、接し方や交わり方などに注意して、筆順に従って文字を正しく書くこと」等とされており、漢字の読み書きの指導と書写の指導とが一体となって行われている実態があることも十分に踏まえる必要があります。

一方、児童生徒の書く文字を評価する際には、従来から、「常用漢字表」の考え方を踏まえた柔軟な評価をするように促してきたところではありますが、文字を一点一画、丁寧に書く指導が行われる場合など指導の場面や状況に応じて、指導した字形に沿った評価が行われる場合もあることは勿論であります。

文部科学省としては、引き続き、児童生徒が、標準的な字体による漢字習得を通じて、生涯にわたる漢字学習の基礎を培うとともに、将来の社会生活における円滑な漢字運用の能力を身に付けていくことができるように、取り組んでまいりたいと思います。


### ○赤池誠章議員

大臣おっしゃったように、基本があって応用ですから、基本が大事ということで、その辺は変わらないということを明確に言っていましたので、引き続きしっかり指導の方よろしく願いいたします。







# 「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」(文化審議会国語分科会)の概要

漢字の字体・字形に関して生じている問題について、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)の「(付)字体についての解説」の内容をより分かりやすく周知し、解決しようとするもの。

## 現在、社会で生じている問題

手書き文字(筆写ともいう。以下同様。)と印刷文字(情報機器等の画面上に表示される文字を含む。)との違いが理解されにくくなっている。  
 例)官公庁、金融機関等の窓口で名前などを記入する際に「令」と書くと、明朝体どおりの形(「」)に書き直すよう指示される。

文字の細部に必要以上の注意が向けられ、本来であれば問題にならない違いによって、漢字の正誤が決められる傾向が生じている。  
 例)手書きの楷書では、本来、「木」の縦画はとめても、はねてもよいが、一方だけが正しいといった認識が広がっている。

常用漢字表「字体についての解説」で下記のように説明。しかし、図示が中心で、周知も不十分。  
 -         -  

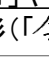
## 「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」(平成28年2月29日 国語分科会)


- 手書き文字と印刷文字の表し方には、習慣の違いがあり、一方だけが正しいのではない。
- 字の細部に違いがあっても、その漢字の骨組みが同じであれば、誤っているとはみなされない。



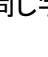
### 構成要素ごとに字形の例を分類し、例示を豊富に

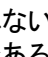
構成要素/例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			構成要素/例	左のような構成要素を持つ漢字の例																
木	木	木	机	木	案	榮	桜	横	果	課	械	楽	株	机	機	休	橋	業	極	検	
禾	委	委	積	木	権	校	構	困	根	査	採	菜	材	札	殺	雑	枝	朱	樹	集	
牛	特	特	牧		床	松	条	乘	植	深	森	新	親	染	相	巢	想	操	村	体	
糸	糸	糸	絹		探	築	柱	梅	箱	板	標	保	棒	木	枚	本	模	菓	菓	様	
小	桌	桌	少		来	林	歴	など													

### Q&Aによる分かりやすく親しみやすい説明

Q42「令」や「鈴」を手書きの楷書でどう書くか ある金融機関の窓口で書類に記入する際に「令」を小学校で習った形(「」)で書いたら、明朝体と同じ形に書き直すよう言われました。そうする必要があったのでしょうか。

A 本来であれば、書き直す必要のないものです。印刷文字に見慣れてしまったため、手書きでは「」と書く習慣があることが理解されにくくなっているのでしょう。

「字体についての解説」にもこの書き方が例示されています。これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく字形の相違であり、別の字ではありません。手書きの楷書によく見られる「」と明朝体の「」との間には字形の差があるものの、同じ字体であるとみなされてきました。なお、「」のように手書きしてもかまいません。

また、質問のとおり、小学校ではこの漢字を「」の字形で学習しています。その字形が社会で通用しない場合があるというのは、情報機器の普及等によって印刷された文字を見る機会の方が多くなっているからであろうと考えられます。本来、印刷文字の形のとおり手書きする必要はなく、このことは、社会全体で共有される必要があります。

### 常用漢字表2,136字全て、印刷文字と手書き文字のバリエーションを例示

2086	類	ルイ	4	類	類	類	類	類	類	類	類	など
2087	令	レイ	4	令	令	令	令	令	令	令	令	など
2088	礼	レイ	3	礼	礼	礼	礼	礼	礼	礼	礼	など

番号以下、左から常用漢字表の掲出字体、代表音訓、配当学年(小学校)、字形差のある明朝体、ゴシック体、UD体、教科書体、手書き文字の例

## 「字体」、「字形」等の用語について

### 字体

文字を文字として成り立たせている骨組みのこと。同じ文字としてみなすことができる無数の字の形それぞれから抜き出せる、形の上での共通した特徴とも言える。書かれた又は印刷された文字が、社会的に通用するかどうかは、その文字にその文字としての字体が認められるかによって決まる。文字の細部に違いがあっても、字体の枠組みから外れていなければ、その文字として認められる。

### 字形

字体が具現化され、実際に表された一つ一つの字の形のこと。字形は、手書きされた文字の数だけ、印刷文字の種類だけ、存在するとも言える。字体は、様々な字形として具現化する。

### 字種

同じ読み方、同じ意味で使われる漢字の集まり(グループ)を指す常用漢字表の用語。「桜／櫻」、「学／學」、「竜／龍」、「島／嶋／鳶」などは、それぞれ同じ字種である。

### 書体

文字に施される、形に関する特徴や様式の体系のこと。印刷文字には、明朝体、ゴシック体、教科書体など、歴史的には、篆書、隸書、草書、行書、楷書などの書体がある。

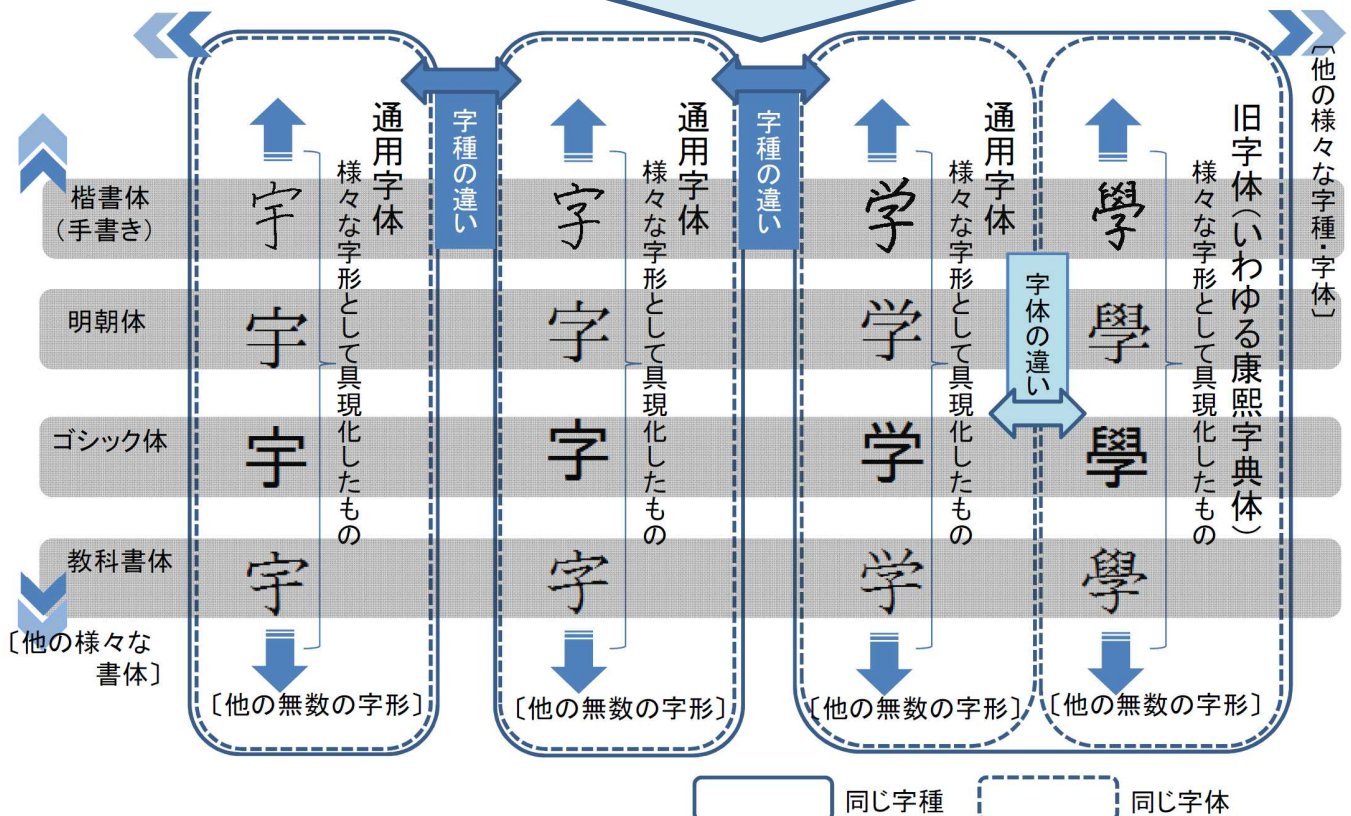
### 通用字体

一般の社会生活において最も広く用いられ、今後とも広く用いられることが望まれる字体として、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用し、現代の漢字の目安としているもの。

### いわゆる康熙字典体

一般的に旧字体などと言われるものを常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」と呼ぶ。「康熙字典」は18世紀のはじめに、中国の康熙帝の命によって編まれ、現在の辞書類の規範となっているもの。

### 上記各用語の関係



※ 原則として、字種が違っていれば字体及び字形も異なり、字体が違っていれば字形も異なる。